



<目次>

《税務》経営力向上計画と税制優遇	P 2
《特集》なくそう、所有者不明土地！！	P 3
《労務》社会保険適用拡大	P 4

～ 所在不明株主から株式の買取り ～

一般に株主名簿に記載はあるものの連絡が取れなくなり、所在が不明になっている株主を所在不明株主といいます。近年、後継者不在のため事業承継型M&Aを選択する場面が多く見られるようになってきました。良い後継会社が見つかっていても所在不明株主が存在することにより、交渉が頓挫し円滑なM&Aの妨げとなるケースがあります。

会社法では、所在不明株主に対する通知が5年以上継続して到達せず、かつ5年間剰余金の配当を受領していない場合、裁判所の許可を得てその所在不明株主が保有する株式を競売又は売却（実際には自社または大株主による買い取りが多いと思われます。）の手續が可能となっています。しかし、この5年間という期間の長さがM&Aを含む事業承継を行う上で障害になっているという側面もありました。

この点を踏まえ、代表者の年齢や健康状態の悪化その他の要件を満たす中小企業について、都道府県知事の認定を受けることと一定の手續保証を前提に、「5年」を「1年」に短縮する特例が創設されています。

M&Aの有無に関係なく、自社の株主名簿に連絡が取れなくなっている株主が記載されている場合には、毎年定時株主総会の招集通知を郵送しておいた方が良いと考えられます。



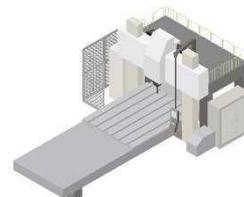
～経営力向上計画と税制優遇～

経営力向上計画の認定を受けることによるメリットは様々ですが、今回は中小企業経営強化税制による設備取得時の税制優遇について概要をご紹介します。

➤ 中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制は中小企業の生産性向上や人材育成等の後押しを目的とした制度であり、経営力向上計画の認定を受けることにより、設備投資に関する税制優遇を適用することが可能となります。

以下の適用要件と対象資産をご確認ください。



【税制の適用要件】

適用法人	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の青色申告書を提出している法人 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 経営力向上計画の認定を受けること 特定経営力向上設備(下表対象資産)の取得
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> 特別償却(取得価額×100%の即時償却) 税額控除(取得価額×7%と法人税額×20%のどちらか少ない金額) <p>※下線部について、資本金3,000万円以下の法人は10%</p>

【対象資産】

類型	生産性向上設備 (A 類型)	収益力強化設備 (B 類型)	デジタル化設備 (C 類型)	経営資源集約化設備 (D 類型)
要件	生産効率等が旧モデル比年平均1%以上向上	投資利益率が年平均5%以上	事業プロセスの可視化、遠隔操作、自動制御を可能にする	修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定割合以上
対象設備	機械装置(160万円以上※①)、工具(30万円以上※②)、器具備品(30万円以上※③)、建物付属設備(60万円以上※④)、ソフトウェア(70万円以上※⑤)			

※①～⑤に関して、A 類型においては販売開始時期の要件あり

(※① 1年以内、※② 5年以内、※③ 6年以内、※④ 14年以内、※⑤ 5年以内)

➤ 税制優遇と手続き

税制優遇に関しては、特別償却と税額控除のどちらかを選択します。該当期の税額を低く抑え、手元のキャッシュを残すことができる特別償却と、翌期からも減価償却費を計上する長期的な節税が可能な税額控除とを目的に合わせて選ぶことができます。

手続きに関しては、原則、設備取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。設備投資の際は経営力向上計画の作成をご一考いただけますと幸いです。

(作成：大宮一将)



なくそう、所有者不明土地！！

2024年4月1日から相続登記が義務化されました。相続登記がされないため登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国的に増加し、周辺環境の悪化や公共工事の阻害など社会問題になっています。

この問題解決のため、法改正によりこれまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。



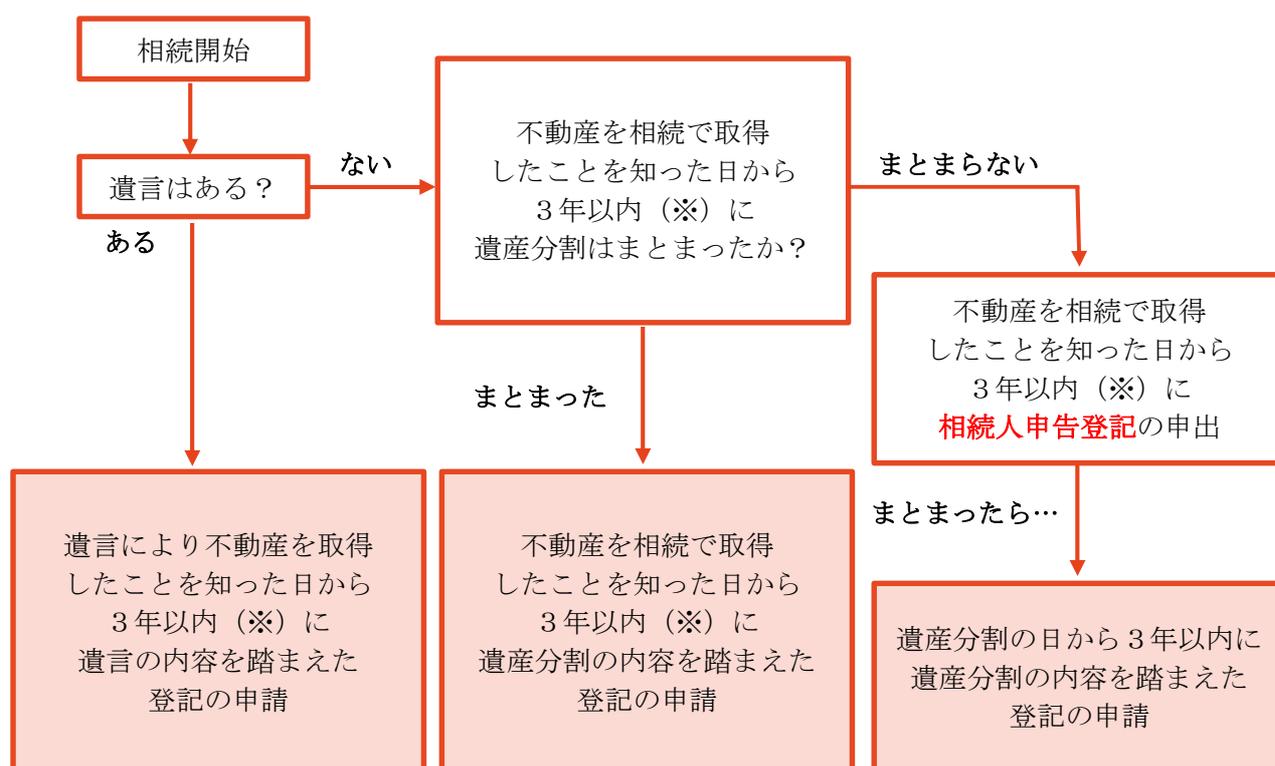
相続人は、**不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内**に相続登記をしなければなりません。相続人の間で遺産分割協議がスムーズに決まる場合もあれば、そうでない場合もあります。決まれば登記できますが、早期の遺産分割が難しい場合には、新たに設けられた「**相続人申告登記**」(※1)を行い、遺産分割が確定した後に改めて相続登記を行うこととなります。つまり、遺産分割が決まるか決まらないかにかかわらず、期限までに何らかの登記を行う必要があります。

また、**2024年4月1日より前に相続した不動産**についても、相続登記がされていないものは、**2027年3月末までの3年間の猶予期間**が設けられ、**義務化の対象となります**ので注意が必要です。

なお、**正当な理由(※2)**がないのに相続登記をしなかった場合には、**10万円以下の過料**(行政上のペナルティ)が科される可能性があります。

- ※1 相続人申告登記は、戸籍などを提出して自分が相続人であることを申告する簡易な手続です。
- ※2 正当な理由には、相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本などの資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなどが該当します。

【相続登記のフローチャート】



※2024年3月31日までに相続した不動産については2027年3月31日まで

社会保険適用拡大

2024年10月から厚生年金保険の被保険者数50人超規模の社会保険の適用事業所も、週の所定労働時間が20時間以上等の加入要件を満たしたパートタイマー等が社会保険に加入することになります。

この社会保険の適用拡大により、多くのパートタイマー等が社会保険に加入することになるかと思いますが、一部には社会保険料の負担が大きいことなどから、社会保険に加入しない範囲での勤務とする就業調整を行うパートタイマー等が発生する可能性があります。このようなことから、社会保険の適用拡大への対応はできるだけ早く行う必要があります。

加入対象となる従業員は、パート・アルバイトの方のうち下記4つの全てに該当する方です。

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

※フルタイムで働く従業員の週所定労働時間が40時間の企業等の場合、契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、それ以降も続く見込みのときは、3ヶ月目から加入対象となります。

所定内賃金が月額88,000円以上

※基本給と手当の合計額です。残業代・賞与・通勤手当・臨時的な賃金は含みません。

2ヶ月を超える雇用の見込みがある

学生ではない

※休学中、定時制、通信制の方は加入対象となります。

2023年10月から2024年8月までの各月のうち、厚生年金保険の被保険者の総数が6ヶ月以上50人を超えたことが確認できる場合は、特定適用事業所に該当したものと扱って扱っています。2024年10月時点での厚生年金保険の被保険者数ではないため、自社が対象になる企業かを確認の上、対応を進めましょう。

(作成:土谷真生)



『テムズとともに』 英国の二年間

著者：徳仁親王 発行：紀伊國屋書店

今上天皇陛下の親王時代の英国留学記。オックスフォードでの日常生活、交友関係、学術研究、音楽活動、旅行など話題は多岐にわたります。

終章で、「どんな小さな通りにも、広場にも、私の二年間の思い出はぎっしり詰まっているように思われた。再びオックスフォードを訪れる時は、今のような自由な一学生としてこの町を見て回ることはできないであろう。おそらく町そのものは今後も変わらないが、変わるの自分の立場であろうなどと考えると、妙な焦燥感におそわれ、いっそのまま時間が止まってくれたらなどと考えてしまう。」と述べられています。

先の英国訪問時の当時を懐かしむお言葉を聞くにあたり、おそらく最も自由で意のままに濃密で充実した日々を過ごされた2年間であったのだろうと想像します。丁寧で静かな文章でありながら、日々の高揚感が伝わってくるとともに、陛下のお人柄にも少し触れられたような気がしました。

一編集後記一

天神祭が終わり、夏本番。今週は淀川花火大会が開催されます。調べてみると各地で大小様々な花火大会が目白押しで驚きました。日本で初めて花火を見た人は徳川家康だそうです。当時はまだ打上げ花火はなく、8代吉宗の時代に大飢饉による慰霊と悪疫退散を祈って打ち上げたのがルーツと言われています。その後、供養・奉納・感謝などの意味を込め、鑑賞文化として広まりました。まだ暑い夜が続きますが、うちわと缶ビール片手に花火鑑賞はいかがでしょう。 (朝山善明)